【規程番号　神女院Ⅲ－001】

神戸女子大学大学院家政学研究科委員会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 28 条の規定に基づき、家政学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは教職員の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第３条　研究科委員会は、原則として月１回及び研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　研究科委員会の議長は研究科長がこれに当たり、研究科長に事故があるときは研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　研究科委員会は、学長が学則第 28 条第５項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　研究科委員会は、学則第 28 条第６項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　研究科委員会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　研究科委員会の議事は出席した構成員の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　前二条にかかわらず、学位授与に係る審議における定足数及び議決に関する事項は、学位規程第 11 条の規定に基づく。

　また、学則第 28 条第 7 項の規定に基づき、大学院担当教員の教育研究業績等の審査における定足数及び議決に関する事項は別に定める。

第９条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第 10 条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科委員会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 28 条の規定に基づき、文学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは教職員の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第３条　研究科委員会は、原則として月１回及び研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　研究科委員会の議長は研究科長がこれに当たり、研究科長に事故があるときは研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　研究科委員会は、学長が学則第 28 条第 5 項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　研究科委員会は、学則第 28 条第 6 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　研究科委員会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　研究科委員会の議事は出席した構成員の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　前二条にかかわらず、学位授与に係る審議における定足数及び議決に関する事項は、学位規程第 11 条の規定に基づく。

　また、学則第 28 条第 7 項の規定に基づき、大学院担当教員の教育研究業績等の審査における定足数及び議決に関する事項は別に定める。

第９条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第 10 条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女院Ⅲ－003】

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科委員会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 28 条の規定に基づき、健康栄養学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議事運営に関して必要な事を定めるものとする。

第２条　研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは教職員の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第３条　研究科委員会は、原則として月１回及び研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　研究科委員会の議長は研究科長がこれに当たり、研究科長に事故があるときは研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　研究科委員会は、学長が学則第 28 条第 5 項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　研究科委員会は、学則第 28 条第 6 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　研究科委員会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　研究科委員会の議事は出席した構成員の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　前二条にかかわらず、学位授与に係る審議における定足数及び議決に関する事項は、学位規程第 11 条の規定に基づく。

　また、学則第 28 条第 7 項の規定に基づき、大学院担当教員の教育研究業績等の審査における定足数及び議決に関する事項は別に定める。

第９条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第 10 条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

１　この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学大学院健康栄養学研究科委員会の運営に関する内規は廃止する。

神戸女子大学大学院看護学研究科委員会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 28 条の規定に基づき、看護学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは教職員の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第３条　研究科委員会は、原則として月１回及び研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　研究科委員会の議長は研究科長がこれに当たり、研究科長に事故があるときは研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　研究科委員会は、学長が学則第 28 条第 5 項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　研究科委員会は、学則第 28 条第 6 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　研究科委員会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　研究科委員会の議事は出席した構成員の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　前二条にかかわらず、学位授与に係る審議における定足数及び議決に関する事項は、学位規程第 11 条の規定に基づく。

　また、学則第 28 条第 7 項の規定に基づき、大学院担当教員の教育研究業績等の審査における定足数及び議決に関する事項は別に定める。

第９条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第 10 条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院心理学研究科委員会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 28 条の規定に基づき、心理学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは教職員の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第３条　研究科委員会は、原則として月１回及び研究科長が必要と認めたとき、又は研究科委員会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　研究科委員会の議長は研究科長がこれに当たり、研究科長に事故があるときは研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　研究科委員会は、学長が学則第 28 条第５項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　研究科委員会は、学則第 28 条第６項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　研究科委員会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　研究科委員会の議事は出席した構成員の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　前二条にかかわらず、学位授与に係る審議における定足数及び議決に関する事項は、学位規程第 11 条の規定に基づく。

　また、学則第 28 条第７項の規定に基づき、大学院担当教員の教育研究業績等の審査における定足数及び議決に関する事項は別に定める。

第９条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第 10 条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科実習指導・国家試験等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学大学院健康栄養学研究科に、本研究科学生（修了生を含む。）の実習・国家資格等に係る教育研究支援を行うために実習指導・国家試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は、健康栄養学研究科における国家資格や授業科目等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は次のとおりとする。

（1）授業科目及び資格取得等に関わる実習に関する業務

（2）国家資格試験対策に関する業務

（3）その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　１名

業務補助職員　若干名

２　室長は、健康栄養学研究科長をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、健康栄養学研究科長より指名された者１名をもって充てる。

４　業務補助職員は、対策室の業務にかかる事務を補助する。

（専門委員会）

第５条　対策室の業務を専門に応じて遂行するために、専門委員会を置く。

２　副室長は、専門委員会を統括する。

３　専門委員会の種類及び数は、別に定める。

（資料室）

第６条　対策室の業務にかかる学生情報及び各種資料を保管・管理するために資料室を置く。

（学習支援室）

第７条　国家試験受験学生の学習支援の場として、対策室管轄の下に国家試験学習支援室を置く。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、健康栄養学研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

２　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科実習指導・資格試験等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学大学院看護学研究科に、本研究科学生（修了生を含む。）の実習・資格取得等に係る教育研究支援を行うために実習指導・資格試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は、看護学研究科における授業科目等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は次のとおりとする。

(1) 授業科目及び資格取得等に関わる実習に関する業務

(2) 資格試験対策に関する業務

(3) その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　１名

業務補助職員　若干名

２　室長は、看護学研究科長をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、看護学研究科長より指名された者１名をもって充てる。

４　業務補助職員は、対策室の業務にかかる事務を補助する。

（資料の保管）

第５条　対策室の業務に係る学生情報及び各種資料は、鍵のかかる書棚に保管・管理する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、看護学研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

神戸女子大学大学院心理学研究科実習指導・国家試験等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学大学院心理学研究科に、本研究科学生（修了生を含む。）の実習・国家資格等に係る教育研究支援を行うために実習指導・国家試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は心理学研究科における国家資格や授業科目等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は次のとおりとする。

(1) 授業科目及び資格取得等に関わる実習に関する業務

(2) 国家資格試験対策に関する業務

(3) その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　１名

業務補助職員　若干名

２　室長は、心理学研究科長をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、心理学研究科長より指名された者１名をもって充てる。

４　業務補助職員は、対策室の業務にかかる事務を補助する。

（資料の保管）

第５条　対策室の業務に係る学生情報及び各種資料は、鍵のかかる書棚に保管・管理する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、心理学研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。